



電話で海産物の購入を強引に勧誘された。断ろうと電話したが了解してくれない。商品が届いた場合の対処法は…？

相

談

一昨日、県外の業者から「海外に送れなくなった海産物を安く販売(1万5千円)している」と電話で勧誘され、高齢で記憶力が低下している夫が承諾してしまった。昨夜、解約しようと電話し断ったが、「夫を出せ」、「キャンセル料は2万円」としつこく、了解してくれなかった。商品は代引き配達とのことだが、送付された場合の対処法は…。(80代 女性)

回

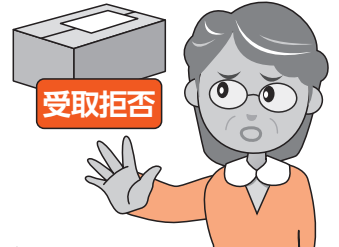
答

海産物を「以前購入された方に電話をしています」、「日本の海産物が海外で売れない状況にあります。助けてください」、「北海道の支援のために海産物を買ってください」など、消費者の親切心や同情心につけ込む強引な電話勧誘の相談が多く寄せられています。

- ・相談者には、万が一代引き配達で届いた場合には、送り状に記載されている送り主の名称や所在地をメモするなど事業者の情報を控えた上で、受取拒否し、代金を支払わないよう助言しました。
- ・海産物を購入するよう迫られても、勧誘が強引、話の

内容に覚えがない、必要以上に情に訴えてくる等、少しでも不審な点があれば、きっぱりと断りましょう。

- ・常時留守番電話にするなど、知らない番号の電話には出ないようにしましょう。
- ・海産物に限らず、電話勧誘で契約した場合、契約書面を受取ってから8日間以内であれば、無条件で契約解除(クーリング・オフ)できます。



不安に思ったり、万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン「188(いやや)」へ)

注意喚起!

ここ3年で急増「除雪機の事故」を防ぐためのポイント

大雪の際に強い味方となる除雪機ですが、誤った使い方をすると命を落とす危険もあります。

2013年度からの10年間にNITEに通知された製品事故情報(※)では、除雪機によりけがを負った事故は38件ありました。このうち21件が2020年度から2022年度までの間に発生したもので、増加傾向にあります。38件のうち25件が死亡事故となっており、その多く(25件中21件)が、使用者の誤使用・不注意によるものです。

誤使用・不注意の背景には、『ちょっとだけなら大丈夫』という使用者の油断や過信が潜んでいます。『レバーを握り続けるのが大変だから…』『少しの間なら停止しなくても…』などと安全機能を無効化したり、エンジンを掛けたまま除雪機から離れたりして、事故に至るケースがあります。

除雪機は、注意事項をしっかりと守って、正しく使いましょう。



■除雪機の気を付けるポイント

- 安全機能を無効化しない。
- エンジンを掛けたまま離れない。
- 人が近くにいる時は使用しない。障害物に衝突しないよう注意する。
- 雪詰まりを取り除く際はエンジンを切り、雪かき棒を使用する。
- 屋内や換気の悪い場所ではエンジンを掛けたままにしない。

(※)消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含みます。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/data/000152411.pdf>

災害に便乗した悪質商法にご用心

令和6年能登半島地震により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は、災害発生地域だけが狙われるとは限りません。

特に、最近では、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が見える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられていますので、ご注意ください。

全国の消費生活センター等に寄せられた相談事例と消費者へのアドバイス（一例）

	相談事例	消費者へのアドバイス
工事・建築	<ul style="list-style-type: none">認知症の父が来訪した工事業者に勧められ不要な屋根修理契約をしてしまった。台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積もりのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。日に3～4回訪問され、屋根の吹き替え工事契約を迫られた。屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ高額な契約をさせられた。豪雨で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった。雪下ろし作業後に当初より高い金額を請求された。	<ul style="list-style-type: none">修理工事等の契約は慎重にしましょう。契約を迫られても、その場では決めず、できれば複数社から見積もりを取って比較検討しましょう。契約後でも、クーリング・オフができる場合があります。
保険金を口実にした勧誘	<ul style="list-style-type: none">「損害保険で雨どいの修理ができる」と業者の訪問を受けた。せっかくなのでドローンを使って屋根の撮影もしてはどうかと言われ、お願いした。不安になったので断りたいが、業者と連絡が取れない。3年前に起きた災害の被災地調査員を名乗り、保険の請求期限まで半年を切ったので、保険金請求のためのサポートをしろと言われ、契約したがクーリング・オフしたい。台風の後片づけをしていたら、業者が来訪し、損害保険を使って無料で雨どい修理ができる、経年劣化で壊れたものも保険でできると言われた。不審だ。先日の台風で雨どいが壊れ外壁もはがれた。「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続の代行と住宅修理を依頼したがやめたい。	<ul style="list-style-type: none">「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。

	相談事例	消費者へのアドバイス
寄付金・義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。 ・市役所の者だと名乗る人が自宅に来院し義援金を求められた。 ・SNSやメールなどで義援金を求められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。 ・金銭を要求されても、決して支払わないでください。 ・公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません。 ・寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。

お困りの際には、一人で悩まずに、お早めにご相談ください。

- 国民生活センター 能登半島地震関連消費者ホットライン
TEL 0120-797-188 [通話料無料]
- 市町村相談窓口、県消費生活センター
消費者ホットライン「188 (いやや)」

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。
https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html

断っているのにしつこい勧誘電話法律違反です

事例1

毎日のように「何にでも効く」という健康食品の勧誘電話がかかってくる。あまりにしつこいので購入を承諾してしまった。届いたサプリを飲んでみたが効果もないし、金額も約11万円と高額だ。年金生活で支払いも厳しく、解約したい。(80歳代)

事例2

お得な電気料金のプランがあると電話がかかってくる。現在の契約業者や家族構成を聞かれるが、それには答えず「必要ない」と言っているのに、何度も電話がある。電話が来ないようにしてほしい。(80歳代)

ひとこと助言

- ・はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。
- ・断る際は、事業者名、連絡先等を聞いた上で「いません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- ・迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも、しつこい勧誘電話対策として有効です。
- ・断り切れず購入しても、クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。
https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen465.html

悪質商法撃退教室をご利用ください

講師派遣無料

- 対象 高齢者の見守りを行う団体・グループ
(老人クラブ、民生委員・児童委員協議会、自治会 等)



お申込み・お問合せ 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

消費者問題に関する2023年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談の特徴的なものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2023年は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更され、消費活動が活発化したことの影響のほか、成年年齢引下げから1年経過後の相談状況、自転車ヘルメット着用の努力義務化などに注目が集まりました。

- ◆新型コロナウイルス感染症が5類感染症に 旅行予約やチケット転売のトラブルが増加
- ◆18歳・19歳の契約トラブル 「美」と「金」がキーワードに
- ◆改正消費者契約法、改正特定商取引法が施行
- ◆ステルスマーケティング 規制始まる
- ◆ビッグモーター社の不正問題 中古車販売業界や損害保険業界のコンプライアンスに課題
- ◆旧統一教会をめぐる問題 国が解散命令を請求
- ◆訪問購入のトラブルが増加 8割近くが高齢者
- ◆自転車のヘルメット着用 年齢を問わずすべての人の努力義務に
- ◆子どもの誤飲事故防止のための玩具の新たな規制
- ◆消費生活相談デジタル化・体制の再構築

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20231213_2.html

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山県消費生活センター (CiCビル内)	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-2111 (代)
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760 (代)
南砺市消費生活センター	☎0763-23-2035
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121 (代)
上市町 町民課	☎076-472-1111 (代)
立山町 住民課	☎076-462-9915
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100 (代)
朝日町 社会福祉協議会	☎0765-83-0576

- ◆富山県消費生活センター (県東部にお住いの方)
富山市湊入船町6番7号 (富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】
午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時 (休日、年末年始を除く)

- ◆富山県消費生活センター 高岡支所 (県西部にお住いの方)
高岡市御旅屋町101 (御旅屋セリオ5階)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】
午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

- ◆富山県消費者協会 (富山県民共生センター内)
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188 (いやや!)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン